平成２９年（フ）第８０６５号
東京都中野区弥生町１丁目43―１―４Ａ
破産者　幸田　哲弘
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０７４号
愛媛県松山市喜与町２丁目５番地６
破産者　株式会社サンヨービルディングシステム
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２４７号
東京都港区麻布十番１丁目３番８号
破産者　株式会社メディアスパイダー
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２４８号
神奈川県横浜市青葉区恩田町44―２―201
破産者　佐々木英人
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３０８号
東京都江東区深川２丁目１番19号
破産者　大成交易株式会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３０９号
東京都豊島区池袋３丁目69―10　清和荘201号
破産者　横山五郎こと　横山五郎丸
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３３９号
東京都品川区豊町１―７―23―207、住民票上の住所埼玉県坂戸市西坂戸２丁目15―22
破産者　福田　修司
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３５１号
東京都葛飾区細田１丁目19番14号
破産者　有限会社フジカ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３９１号
東京都世田谷区用賀４丁目13番２号
破産者　プリモス株式会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３９２号
東京都世田谷区上用賀５丁目24―25
破産者　櫻田　　裕
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３９９号
東京都町田市原町田４丁目７番12号　カーサイコー第二ビル２階１号室
破産者　伊勢屋商業株式会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４３５号
東京都新宿区大久保１丁目15番９号　グローリア初穂新宿Ⅲ105号室
破産者　株式会社ＦＤＳ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４４３号
東京都江戸川区西小岩３丁目７番２号
破産者　株式会社日本ケアデザイン
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４４４号
東京都世田谷区喜多見７丁目25―17　サンユーキャッスルⅡ503
破産者　内田　　隆
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６９２号
神奈川県川崎市宮前区有馬４丁目16―２―104
破産者　熊谷　宏之
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８６９号
東京都杉並区和泉４丁目２―10　小夏荘　２Ａ
破産者　後　　知宏
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９５３号
東京都足立区東綾瀬２丁目５―４―301
破産者　梁川　道夫
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６０号
東京都青梅市上町324―１―504
破産者　村中　雄紀
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９６１号
神奈川県川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２―16―506
破産者　杉本　　明
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０２５号
東京都中央区八丁堀２丁目18―８
破産者　藤田　真樹
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０４５号
東京都世田谷区給田３丁目10―８―101
破産者　松田　亮範
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部